

各事務事業に対する中間とりまとめ・見解

環境局

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
25001	ホームページの管理・運用(環境局)	環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。 また、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,447	1.1				1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25002	環境局事業の市民への広報活動等	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、広報テレビ番組等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	11,442	3.3				3.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25003	車両等渉外関係事務	環境局の保有する車両等について、自賠償保険及び任意保険に加入するとともに、事故等が生じた場合は、損害賠償の決定を行い、賠償金の支払い又は受取りを行う。 また、損害賠償について、市会に報告を行う。		1	ソ	g内部業務	10その他	C-1	F		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	62,413	1.6				1.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25004	局事業総合企画関係事務	環境局の経営方針の策定及び進捗管理や、廃棄物処理事業の経営形態のあり方など、環境局所管の事務事業に係る総合的企画等の事務を行う。また、経営企画担当・事業企画担当運営に関する事務を行う。		1	内部 ソ	g内部業務	2企画立案	C-1	A-1	5203	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,838	2.4				2.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25005	大阪市一般廃棄物処理基本計画関係事務	本市域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、その進捗状況の管理を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-2 C	2101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,078	2.0				2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25006	大阪市廃棄物減量等推進審議会運営	本市の一般廃棄物の減量等を審議するために設置した「大阪市廃棄物減量等推進審議会」の運営に係る事務を行う。		1	アイ ウ	b生活水準確保	4直接執行	C-2	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,552	3.0				3.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25007	局用地現況調査	未利用地(加島用地)の平成21年度中売却を目標として事業を行う。	21	0	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	F		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	1,797	0.5				0.5		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
25008	市民・事業者との協働によるごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ(意識調査)(新)	市民・事業者との協働によるごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけの効果について、意識調査を行い測定する		1	内部 アシ	g内部業務	2企画立案	C-1	A-1	2107	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	2,452	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25009	一般廃棄物排出実態調査	家庭系ごみに対する排出実態調査(詳細な組成分析)等の実施		1	内部 ソ	g内部業務	2企画立案	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	7,497	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25010	事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進(食品リサイクル)	「食品リサイクル法」の趣旨に沿って、事業系食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について検討を行う。		1	ア セ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	316	0.1				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
25011	循環型事業形成の推進	資源循環に関する普及啓発や、「大阪府エコタウンプラン」に位置づけた民間事業者による事業の円滑な運営・促進に向けて必要な支援を行うため、大阪府エコタウンプラン推進協議会に参画する。		1	アウ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	E		ア.短期	b民営化	○	—	—	—	○	0	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25012	グリーン調達の推進	平成12年5月の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の制定を受けて、本市においても、平成14年4月に策定した「大阪市グリーン調達方針」に基づき、全所属においてグリーン調達を推進する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.8					0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25013	エコオフィス21の推進	平成9年5月に策定した「大阪市内環境保全行動計画(エコオフィス21)」に基づき、電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境保全行動を推進する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	104	0.5					0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25014	ISO14001の推進	本市が自ら率先した環境保全行動を推進するため、平成11年12月中之島本庁舎で国際環境規格ISO14001の認証を取得して以降、区役所等のオフィス系庁舎に順次拡大し、環境への負荷の少ない事務事業を推進する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	4,507	0.6					0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25015	地球温暖化対策条例の制定(新)	世界的な課題である地球温暖化対策について、国をあげて積極的な取組みを推進しているところである。このような状況の中、本市においても、条例制定により地球温暖化対策の実効性を高め、温室効果ガスのより一層の削減を図る。		1	内部	f魅力を高める	2企画立案	B-2	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25016	「環境基本計画」進行管理業務	「第Ⅱ期大阪市環境基本計画」の着実な進行管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	379	0.9			0.4		1.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25017	市民環境調査隊事業	「第Ⅱ期大阪市環境基本計画」の進行管理にあたって、環境関連施策の点検・評価に広く市民の参加を求め、今後の施策の継続的な改善のために市民意見を反映させることを図る。		1	セ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,983	0.5			0.2		0.7		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
25018	新・大阪市環境基本計画(仮称)の制定(新)	現行計画である「第Ⅱ期大阪市環境基本計画」の計画期間が平成22年度までとなっていることから、①快適な都市環境の確保、②低炭素社会の構築、③循環型社会の形成により「環境先進都市大阪」の実現をめざすことを目的として、平成22年中に新・大阪市環境基本計画(仮称)(以下、新計画)を策定する。	22	0	ソ	b生活水準確保	2企画立案	A-2	C		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	○	—	○	7,244	0.3			0.1		0.4		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25019	新エネルギー推進(新)	市域における温室効果ガスの排出削減のため、太陽光発電等の新エネルギーの利用の推進を図る。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1 A-2 A-3	1403	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	0	0.1			0.2		0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25020	大阪市環境白書	本市の環境の状況及びその保全に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を本市環境審議会及び市会に報告するとともに、市民に広く周知する。 また、環境白書の内容を、より市民にわかりやすくした「かんきょう読本」を作成・配布し、普及啓発を図る。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,629	1.0					1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25021	大阪市環境審議会の運営	市長の諮問機関として環境問題についての重要事項の調査審議を行う環境審議会の運営。		1	ス	b生活水準確保	4直接執行	A-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,723	0.6					0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
25022	大阪市環境保全推進本部の運営	環境保全に関する施策を総合的かつ協力に推進するための組織としての役割を担う環境保全推進本部の運営。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25023	ヒートアイランド対策	「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」(平成17年3月策定)に基づき、庁内関係局と連携し、緑地の整備や保水性舗装の実施等を推進する。 また、打ち水実施支援事業に取り組むほか、夏期における気温等の観測網を整備し、地域特性を把握するとともにヒートアイランド対策の効果を検証を行う。		1	内部 ソ	b生活水準確保	4直接執行	A-2	A-1 A-3	1302	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	7,860	0.8		0.4		1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25024	環境学習センター(生き生き地球館)の運営および自然体験観察園維持管理	市民の環境問題への理解と環境への負荷の低減に資する活動の支援・促進のために、環境学習及び実践活動の拠点施設として、環境学習センターの運営を行うとともに、自然体験観察園を活用した事業を実施する。平成18年4月から指定管理者制度を導入し、民間による運営を実施している。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	1502	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	172,257	0.9		0.2		1.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25025	なにわエコ会議の運営支援	地球温暖化防止活動を市民、環境NPO・NGO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となって平成16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	1501	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	3,523	0.9				0.9		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25026	環境月間・大気汚染防止推進月間事業	今日の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会構造の中で、様々な環境問題が顕在しており、これらの解決には、市民のライフスタイルや事業活動を循環型へと転換させていくことが重要である。そのため、市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の大気汚染防止推進月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	576	0.2				0.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25027	環境表彰	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体・事業者を対象に、選考委員会の審査を経て表彰を行う。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	B-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	193	0.1				0.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25028	地域環境啓発事業	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。 併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,420	0.4		0.1		0.5		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25029	大阪市環境経営推進協議会の運営	当協議会は市内の事業者・団体が大阪市の環境施策に連携協働するために平成19年6月に24区にあった都市環境協議団体を統合し設立した。現在500を超える事業者が加入しており、環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境配慮活動が実施できるよう支援する。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	0.6		0.1		0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25030	なにわエコライフ認定事業	地球温暖化対策の一環として、環境ISOの仕組み(Plan Do Check Action)を家庭用アレンジした環境家計簿を活用し、各家庭で電気・ガスの省エネ活動を実践する「なにわエコライフ」について、参加者の募集、説明会・情報交換会の開催、環境家計簿の回収・集計、認定審査会の開催、認定フェアの開催、エコライフ普及員の養成・活用等を行う。		1	セ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-4		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,938	0.2		0.2		0.4		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			直 営	出 資 団 体 委 託									民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ 他	1号		2号	3号	そ 他	計	再任用・ 非常勤		
25031	こどもエコライフ活動推進事業 (新)	次世代を担う子どもたちが簡単にエコライフに取り組めるよう子供向環境家計簿を作成し、教育現場で活用できるよう教育委員会と連携して実施する。また、子どもが家庭に持ち帰ることで親と子が一緒に becoming 省エネルギーやごみ減量の取り組みを推進する。		1	セ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,161	0.4			0.4		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25032	ATCグリーンエコプラザにおける啓発事業(自主環境管理支援等)	環境関連産業の育成に寄与するとともに、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、事業者に対する自主環境管理の導入に必要な情報やノウハウの紹介、エコマーク商品の展示による環境配慮型商品の普及促進、環境問題に関するセミナーの開催等の事業を実施する。		1	ソ	hその他	8市民活動支援	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	27,581	0.1			0.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25033	自動車リサイクル法関係事業	平成17年1月施行の「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に基づき、引取業者(使用済自動車の引取業者)及びフロン回収業者(使用済自動車のカーエアコンからフロン回収する業者)の登録事務(新規登録、更新、変更、廃業)を実施する。 また、電子マニフェストによる自動車リサイクルシステムより、使用済自動車の処理に関する報告を受け、業者に対する規制指導を実施する。		1	ア ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	379	0.3			0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25034	クールアースデーにおけるCO2削減行動の実施(新)	7月7日のクールアースデーのあわせて、御堂筋沿道及び中之島の事業所を対象としたライトダウンキャンペーンへの参加を呼びかけるとともに、省エネや温暖化防止に係るイベントを開催し、広く事業者・市民に対して温室効果ガスの削減を働きかけを行う。	23		内部 ソ	f魅力を高める	4直接執行	A-2	A-1 A-2 A-3	1402	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	4,815	0.3			0.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25035	市民・事業者との協働による地球温暖化対策推進事業(新)	国の太陽光発電補助事業にあわせて、本市独自の補助制度を構築し、家庭事業所における太陽光発電施設の普及を促進し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。また、CO2削減に係る新技導入等について6,000事業所を対象とした将来動向調査も実施する。	23		ソ	f魅力を高める	4直接執行	A-2	A-1 A-2 A-3	1401 1403	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	○	—	42,566	1.0			0.4		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25036	「風の道」モデル事業の実施 (新)	大阪湾からの涼しい海風を都心部まで導くため、「風の道」モデル事業として、長堀通において、環境局では道路への散水及び環境調査、ゆとりとみどり振興局では緑化の推進、建設局では遮熱性舗装の試験実施を実施する。モデル事業の実施結果を踏まえ、ヒートアイランド対策としての「風の道ビジョン」を平成22年度中に構築し、平成23年度以降、「風の道」に配慮したまちづくりの推進を図っていく。	23		内部 ソ	f魅力を高める	4直接執行	A-2	A-1 A-3	1301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	1,839	0.2			0.1		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25037	区役所等での植物の栽培によるヒートアイランド対策の推進(新)	区役所などの身近な公共施設においてゴーヤなどにより緑のカーテンづくりを実施する。一部の区役所の屋上においては、一年草で生長が速く葉の面積が大きいため建物の温度上昇を抑える効果が高いサツマイモを栽培する。また、サーモグラフィー等を活用し、対策効果をわかりやすく市民・事業者へ情報発信するとともに、関係局事業と連携して全市的なムーブメントの創出を図る。	23		内部 ソ	f魅力を高める	4直接執行	A-2	A-1 A-3	1303	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	11,008	0.1			0.2		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25038	大阪市地球温暖化対策地域推進計画の展開	地球温暖化の防止に向け、法的拘束力のある京都議定書の目標達成を目指して各種の取組みが進められているが、この課題に対して地方自治体として貢献していくため、平成14年8月に策定した「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、各種施策を推進する。		1	ソ	f魅力を高める	4直接執行	A-2	A-1 A-2	1499	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	50	1.4			1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25039	紙パック等回収推進事業	ごみの減量化及び資源の有効利用を進め、また、市民の廃棄物行政への関心を高めるため、区役所において紙パック等の受付回収を行うとともに、公共施設において巡回回収を実施している。市民が持ち込む紙パックの量に応じて記念品を交付する。		1	セ	b生活水準確保	9指導・監督	A-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	129,043	0.9	8.9			9.8	カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
25040	紙パック・乾電池などの拠点回収 場所の拡大及び情報提供（新）	市民が排出する使用済の紙パック・乾電池などの ごみ減量及び資源化を推進し、市民のリサイクルに 対する意識を一層高めるため、拠点回収方式による 使用済紙パック・乾電池などの分別収集を実施する。		1	セ	b生活水準確保	10その他	A-2	A-1 A-2 A-3 A-4	2103	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	16,162	0.9	9.0			9.9		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、 見直しを検討すべきもの
25041	資源集団回収活動の活性化 (新)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進 するため、資源集団回収活動を行う市民団体に対 し、報奨金・古紙再生品の支給を行うとともに、功績 のあった団体を表彰する。		1	イ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1 A-2 A-3 A-4	2104 2108	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	69,398	1.7	9.7			11.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25042	地域住民との連携によるごみ減 量等の取組みの推進	地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリー ダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員(愛 称:ごみゼロリーダー)」と本市環境事業センターとの 密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的行 動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普 及啓発やガレージセールの企画・開催等を行い、市 民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・リ サイクルの取組みを促進する。		1	イ ス セ	b生活水準確保	10その他	A-1	A-1 A-2	2109	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	23,902	3.0	15.8			18.8		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討 が必要なもの
25043	地域に即した減量等の取組み (環境事業センター普及啓発事 業)	市民にごみ減量・リサイクルについての普及啓発を 進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する 機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地 域におけるイベントでの普及啓発や小学校へのごみ 収集車の派遣による体験学習等を行うとともに、セン ター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタ ニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量 等の働きかけを行う。		1	ウ セ	b生活水準確保	10その他	A-1	A-2		ウ.拡充	f市(事業規模拡 大)	○	—	—	—	—	6,025	1.8	10.0			11.8		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討 が必要なもの
25044	ごみ減量化・リサイクルキャン ペーン事業	政令指定都市・特別区や府内市町村との共同キャン ペーン等により、ごみの減量・リサイクル資源化の 啓発を実施する。 また、多くの市民が参加する区民まつり等に、ごみ 減量啓発のためのPRコーナーを設置し、再生紙の 需要拡大を主要テーマに、紙パックと啓発物品(再生 紙100%トレットペーパー)の交換を行うなど、広く 市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求め る普及啓発を実施する。		1	イ セ	b生活水準確保	10その他	A-1	A-2		イ.中期	e市(要改善)	○					9,154	0.9	5.0			5.9		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討 が必要なもの
25045	ごみゼロネット大阪を活用した市 民・事業者と協働したごみの減 量	「ごみゼロネット大阪」は、ごみ減量のために様々な 実践活動に取り組む人々の支援や、ごみ減量に関 する調査に取り組んでおり、本市も、この「ごみゼロ ネット大阪」に参画し、市民・事業者への普及啓発を 実施している。		1	アイ セ	eサービスの確 保	8市民活動支援	A-2	A-2		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	800	0.6				0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25046	リサイクルプラザの運営	市民がリサイクルに関する情報を入手し、楽しみな がらリサイクルを実践する施設として設置した「リサイ クルプラザ(赤川・塩草)」において、再生家具及び自 転車の有償提供やリサイクル教室開催、衣類・本の 展示提供等、ごみ減量・リサイクルに関する普及啓 発事業を実施する。		1	セ	b生活水準確保	9指導・監督	A-2	A-2		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	—	63,622	0.8	0.9			1.7		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討 が必要なもの
25047	ATCグリーンエコプラザの運営	本市における環境関連産業の育成・振興を図るた め、ATCを活用して、環境関連産業に係る展示場を 開設し、関連製品の展示・紹介を行い、潜在的な ニーズを掘り起こし、関連する中小企業の育成・振興 に寄与する。		1	ア	b生活水準確保	10その他	A-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○					57,976	0.4				0.4		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討 が必要なもの
25048	家庭系ごみの分別排出状況につ いての啓発指導（新）	分別排出に対する市民意識の向上と、分別ルール の徹底を図るため、啓発指導を実施する。		1	セ	b生活水準確保	4直接執行	A-1	A-2		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	関連事業に含む	2.9	15.7	0.0	0.0	18.6	0.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討 が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			直 営	出 資 団 体 委 託									民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ 他	1号	2号		3号	そ 他	計	再任用 非常勤			
25049	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、立入調査や表彰等を行う。		1	エ ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2110	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	6,653	14.5	12.0			26.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25050	事業系一般廃棄物の適正処理に向けた普及啓発	事業系一般廃棄物の減量と、適正処理を推進するため、再生利用可能な廃棄物はリサイクルルートへ誘導するとともに、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分、適正処理を求め、排出事業者責任に基づく適正処理を徹底するための啓発活動や、排出事業者からの相談に対応し、適正処理に関する指導、助言を行う。		1	エ ス	a法律義務	1法令規定	A-3	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	20,717	1.5				1.5	2.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25051	排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進(新)	事業系一般廃棄物の減量と、適正処理を推進するため、水際での対策として焼却工場における展開検査体制の構築とあわせて、展開検査により搬入不適物が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。		1	エ ス	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 A-2 A-3 C	2105	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	42,500	1.5				1.5	10.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
25052	市民・事業者との協働によるごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ(新)	市民・事業者の参加により、ごみの減量やリサイクルを身近な取り組みとして働きかける様々な施策を展開し、市民・事業者との協働のもとに大阪市全体でごみの減量・リサイクルの推進に取り組む。		1	ソ	b生活水準確保	10その他	A-2	A-1 A-2 A-3 A-4	2107	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	16,870	3.5	1.0			4.5		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25053	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの支援	開発途上国の都市の環境問題解決に取り組むUNEP国際環境技術センターの活動に協力し、地球環境保全に貢献するため、同センターの支援法人である(財)地球環境センターの活動を支援する。		1	ウ	f魅力を高める	4直接執行	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	137,073	1.5				1.5		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
25054	環境保全設備資金融資事業	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、本市が融資金にかかる利子補給を行うことにより、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。		1	ア	b生活水準確保	4直接執行	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	22,611	0.2				0.2		ウ-1 社会経済情勢の変化等に照らしてニーズとの整合性の再検証が必要なもの
25055	環境データ処理システム運営管理業務	環境データ処理システムは、環境測定データの管理及び解析・測定データ等の情報提供・各種届出関係の管理など、環境行政業務を行うための情報処理システムであり、その運営管理を行う。		1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	B		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	71,215	1.0	1.1	1.0		3.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25056	ダイオキシン類環境モニタリング業務	ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、ダイオキシン類の一般環境汚染状況を常時監視する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	34,180	1.0	0.3			1.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25057	環境分析業務	工場・事業場からの排ガスなどの規制基準の遵守状況判定と、市民を取り巻く一般環境調査などを実施して公害苦情に対処するための各種基礎データを得る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	5,526			0.1		0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25058	環境影響評価制度の推進	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	5,976	2.6	0.8	1.8	0.0	5.2	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。	
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
25059	環境配慮の啓発・指導	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.4	0.2	0.5	0.0	1.1	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
25060	大気汚染常時監視業務 (測定局常時監視・発生源常時監視)	大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染状況の常時監視及び窒素酸化物総量規制等に基づく発生源工場の排出状況の監視を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	118,442	1.4	1.7	1.2		4.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
25061	大気汚染調査業務 (地域濃度分布調査等)	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪市アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。		1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	6,654	0.3	0.3	0.2		0.8		キ	引き続き改善しながら実施するもの
25062	有害大気汚染物質環境モニタリング業務	大気汚染防止法第18条の23及び第22条に基づき、有害大気汚染物質の大気汚染状況を調査、把握する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	○	14,120		0.2	0.8		1.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの
25063	水質汚濁調査業務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるよう水質モニタリングを行う。		1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	F		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	6,672	0.3	2.4		2.7		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
25064	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。		1	ア	c生命財産を守る	4直接執行	A-2	A-1	1101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	577	0.2	0.1	0.1	0.0	0.4	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
25065	自動車交通環境計画推進事業 (騒音・振動)	自動車騒音の著しい幹線道路の実態把握や低騒音舗装等各種対策の進捗状況を把握するとともに、これらの結果をとりまとめ、環境基準の達成状況とあわせて公表することで、自動車交通環境計画の進行管理を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	4,797	0.3	0.0	0.6	0.0	0.9	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
25066	自動車公害防止広域対策事業	自動車公害対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・六大都市自動車技術評価委員会・京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会への参加、燃料電池自動車普及事業の実施のほか、エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	1,196	0.7	0.2	0.2	0.0	1.1	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
25067	交通騒音振動対策	自動車騒音等に係る環境基準の達成に向け、法等に基づく環境調査及び公表を行うとともに、市民から寄せられる騒音苦情等に対応する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	5,233	0.4	0.6	1.3	0.0	2.3	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
25068	民家防音設置機器機能回復工事補助	大阪国際空港の着陸航路下地域において、国と協調して、民家防音工事で設置された空調機の機能回復工事費用の一部補助を行う。		1	シ ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	70,585	0.0	0.0	0.7	0.0	0.7	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの
25069	自動車交通環境計画推進事業 (自動車排ガス)	局地大気汚染の著しい幹線道路沿道において自動車の交通量調査・交通流調査を実施するとともに、地域における窒素酸化物・粒子状物質排出量の算定等を行い、それらの結果をもとに自動車交通環境計画の進行管理を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	3,632	0.7	0.0	0.2	0.0	0.9	0.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
25070	低公害貨物自動車リース事業	低公害車の大量生産へのきっかけとなることを目指し、特に環境への影響が大きなディーゼル貨物自動車をターゲットとして、低公害車をリースする制度を平成15年度に創設した。19年度からは新規にリースは行わず、平成15～18年度に契約した事業者に対してリースを継続し、平成20～26年度まではリース期間5年を終了した事業者に対して再リースを実施する。	26	0	ア	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	6,895	0.5	0.1	0.0	0.0	0.6	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25071	自動車排出ガス対策	幹線道路沿道において、街頭検査として、ディーゼル車を重点に自動車排出ガスの検査、整備状況の検査等を実施するとともに、自動車から排出される有害物質による環境汚染実態把握や、市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として環境調査を実施する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-4 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	2,975	1.4	0.6	0.2	0.0	2.2	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25072	航空機騒音対策	大阪国際空港の着陸航路下地域において、航空機騒音の環境基準の達成状況を把握するとともに、低騒音型機の導入拡大等を国へ要望する。 また、テレビ受信に障害を及ぼす区域内において、国と協調してその一部補助等を行う。		1	シ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	60,541	0.0	0.4	0.8	0.0	1.2	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25073	共同利用施設維持管理	大阪国際空港の着陸航路下地域における騒音障害の緩和策として、住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。		1	シ	a法律義務	4直接執行	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	37,700	0.3	1.0	0.4	0.0	1.7	0.0	ウ-1 社会経済情勢の変化等に照らしてニーズとの整合性の再検証が必要なもの	
25074	アスベスト対策事業	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	1,827	1.0	4.3	9.0	0.0	14.3	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25075	化学物質対策事業	化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止するため、市域における化学物質の環境への排出状況に関する情報提供等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、市民の化学物質に関する理解の増進に努める。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	546	2.1	0.4	0.8	0.0	3.3	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25076	大気汚染防止対策事業	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導を行い、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等に係る環境基準の維持・達成を図るとともに、苦情対応を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	1,271	1.9	5.1	9.4	0.0	16.4	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25077	悪臭防止対策事業	市内の工場・事業場立入調査や悪臭測定を実施し、その結果に応じて悪臭防止対策を指導するとともに苦情対応を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	1,468	1.8	2.4	1.8	0.0	6.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25078	工場・事業場・建設作業等の騒音・振動対策事業	工場・事業場及び建設作業等の騒音・振動対策並びにカラオケ騒音、商業宣伝に係る規制指導及び苦情対応を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	1,743	1.4	4.0	6.8	0.0	12.2	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25079	環境保全関係業務処理事務	騒音・振動発生施設や騒音・振動の著しい建設作業は、法・府条例に基づく届出が必要であり、これらの情報を端末機(5ヶ所)とオンラインで接続しているが、今年度このシステムを更新するにあたり、大気関係の発生源届出情報も追加・配信することで、各環境保全監視担当における速やかな立入調査、原因究明、指導等に資することを図る。		1	内部	c生命財産を守る	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	21,770	0.2	0.0	0.4	0.0	0.6	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
25080	土壌汚染対策	有害物質使用特定施設を廃止した土地の所有者 や3000㎡以上の土地の形質変更を行おうとする事 業者に対して、土壌汚染対策法や大阪府生活環境 の保全等に関する条例に基づき、土壌汚染の調査・ 対策等の指導を行う。 また、自主的に土壌汚染調査を行う土地所有者等 に対して、土地履歴や調査・対策等に関する指導、 汚染が発見された場合の周辺住民への説明手法の 指導を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡 大)	○	—	—	—	—	9,523	1.9	0.5	4.5		6.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25081	水質汚濁対策	瀬戸内海、大阪湾、淀川、大和川等の各種協議会 へ参画し、上流域や大阪湾関連自治体等と連携・協 働した水質保全の取り組みを行い、水環境改善に努め る。また、より良い水環境を確保するための大阪市 水環境計画を策定し、進行管理を実施していく。		1	ウ ソ	c生命財産を守 る	2企画立案	C-1	B		ウ.拡充	f市(事業規模拡 大)	○	—	○	—	○	12,426	1.9	0.1	0.3		2.3	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
25082	水質汚濁常時監視(水質定点調 査)	水質汚濁防止法第15条に基づき、市内の公共用水 域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	29,434	0.7	0.2	0.1		1.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
25083	地盤沈下対策	地盤沈下の未然防止を図るため、地盤沈下・地下 水位観測所及び一級水準測量により地盤沈下の状 況を把握するとともに、「建築物用地下水の採取の 規制に関する法律」に基づき地下水採取の規制指導 を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	B C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	24,736	1.5	0.2	0.1		1.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25084	資源ごみ収集	市民が排出する資源ごみ(空きびん・空き缶・ペッ トボトル・金属製の生活用品)を分別収集し、種類別 に選別を行い、再資源化を図る。		1	セ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 C	2102	ア.短期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	771,945	0.9	202.0			202.9		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
25085	容器包装プラスチック収集	市民が排出するプラスチック製容器包装廃棄物を 分別収集し、再資源化を図る。		1	セ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 C	2102	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	994,261	0.9	302.0			302.9		ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
25086	家電リサイクル法対象品目の回 収事業	不法投棄されたことにより収集した家電リサイクル 法対象品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗 濯機・衣類乾燥機)について、家電リサイクル法に基 づき、再商品化可能なものについては、リサイクルが 促進されるよう適正な措置を行うとともに、リサイクル について普及啓発を実施する。		1	ソ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	8,498	0.9				0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25087	普通ごみ収集	市民が排出する普通ごみ(中身の見える袋による 排出)を迅速に収集し、衛生的に処理する。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	91,268	1.6	1,049.0			1,050.6		ウー4 サービス水準について検討が必要なもの
25088	粗大ごみ収集	市民が排出する粗大ごみ(家庭の日常生活から排 出される最大の辺又は径が30cmを超えるものあるい は棒状で1mを超えるもの)を有料で収集する。また、 家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に排出さ れるごみについても同様に収集する。		1	セ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	271,220	1.6	251.0			252.6		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、 見直しを検討すべきもの
25089	一般搬入	廃棄物の排出者の申し出に基づき、排出者自身が 自ら車両によりその廃棄物を本市処理施設へ搬入を 行う際に、搬入券交付や指導等を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,695	1.1				1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
25090	業務担当運営事務	事業部(廃棄物規制指導関係業務を除く)の所管する事務事業運営の円滑化に係る事務を行うとともに、ごみの収集輸送、減量化やまちの美化に関する総合的企画等を行う。 また、生活環境の維持保全を目的として、一定規模以上の建築物を建設する者に対して、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務づけているため、保管施設の設置に関する指導及び確認等を行う。		1	内部 エ ス	g内部業務	6内部業務	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	2,058	5.2				5.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25091	環境事業センター運営事務	環境事業センターの担当する事業を円滑かつ安定的に実施するため、環境事業センターの維持管理や運営に関する事務を行う。		1	エ ス	g内部業務	6内部業務	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	1,000,314	96.7				96.7		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
25092	環境事業センター計画整備	環境事業センターの適正な維持管理のため、計画的改修等の整備を行う。		1	エ ス	g内部業務	6内部業務	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	126,147	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25093	胞衣等処理事業	病院等から排出される胞衣汚物等や、ペットとして飼われている犬・ねこ等の死体の処理等を適正に行う。		1	ソ	a法律義務	10その他	C-1	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	47,577	4.1	13.0			17.1		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
25094	し尿処理事業	未水洗家屋のし尿を、環境衛生上支障のないよう収集運搬し、適正に処理する。		1	ス	a法律義務	9指導・監督	C-1	C E		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	53,951	0.8				0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25095	環境整備業務	市民生活の生活環境を保全するため、不法投棄物、市民がボランティア清掃で回収したごみ、街頭ごみ容器内のごみ、日常的に市民の清掃の協力が得がたい歩道等での散乱ごみ、道路上で死んでいる犬や猫の死体等を収集し、適正に処理する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	18,247	0.7	184.6			185.3		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの	
25096	路上喫煙対策事業	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、全市的な普及啓発、路上喫煙禁止地区における違反者への過料徴収、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。		1	ア ウ セ	c生命財産を守る	4直接執行	A-1	A-1	3201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	90,841	2.1	40.0			42.1	13.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25097	美化キャンペーン(大阪市一斉清掃)	市民・事業者・行政の協働によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして、年1回「大阪市一斉清掃(クリーンおおさか)」を開催し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者には清掃の協力を要請する。		1	ソ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	A-1	3101	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	12,678	0.7				0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25098	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業	ノーバイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行う。 また、清掃ボランティア団体相互の連携・交流を図るため、清掃ボランティアの集いを開催するなどまちの美化の促進を図る。		1	アイ ウ	b生活水準確保	8市民活動支援	A-2	E		ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	27,960	0.7	27.4			28.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25099	不法投棄防止夜間パトロール	不法投棄は、夜間に人目につきにくい場所で行われることが多いことから、特に不法投棄が多く行われる場所を夜間に一定時間監視し、不法投棄者を発見した場合は、状況に応じて警察の協力も得ながら、ごみの適正な処理方法の説諭・指導を行う。		1	ソ	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	15,945	0.7				0.7		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
25100	道路清掃	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃、橋の歩道・歩道橋の清掃を実施する。		1	ソ	a法律義務	9指導・監督	C-1	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,081,044	0.7					0.7		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25101	河川水面清掃事業	快適な水環境の維持を図るため、市内の主要10河川を対象に、水面に浮遊するごみを機械船(ネットコンベア船)を主力とする清掃船で収集し、収集したごみを大船に積み替え、揚陸場所まで曳航し、揚陸後は焼却工場に搬入する。		1	ソ	b生活水準確保	10その他	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	51,269	3.7	25.0				28.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25102	ふれあい収集サービスの推進	高齢者だけの世帯又は障害者の居住する世帯でごみの持ち出しが困難な人を対象に、ごみの持ち出しサービスを実施している。		1	クケ	hその他	10その他	C-1	A-1	5202	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	関係事業に含む	0.7	60.0				60.7		ウー4 サービス水準について検討が必要なもの
25103	ふれあいあんしんパトロールの推進	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいます。		1	ソ	hその他	10その他	C-1	A-1	5202	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	関係事業に含む	0.7					0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25104	公衆トイレ整備事業	環境局の所管する43か所の公衆トイレの維持管理を行う。		1	ソ	a法律義務	9指導・監督	C-3	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	56,760	0.8					0.8		ウー2 長期継続事業としての再検証が必要なもの
25105	車両購入・低公害化関係事務	低公害化に配慮しながら、老朽化したごみ収集車等の代替整備を行うとともに、低公害車の運用に不可欠な燃料充填施設の維持管理を行う。		1	内部	b生活水準確保	4直接執行	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	614,410	0.8					0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25106	自動車整備業務委託化推進事務	環境局保有のごみ収集車等の整備業務委託化を検討し、実施する。 また、鶴見斎場稼働後の火葬需要を把握し、今後の火葬施設の建替整備を検討する。	22	0	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	5102	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	関連事業に含む	0.8					0.8		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25107	事故防止対策関係事業	安全運転推進のため、安全運転講習会等の取り組みを実施するとともに、良好な運転登録職員を確保するため、運転登録試験を実施する。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,131	0.9					0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25108	斎場の管理運営	瓜破、北、小林、鶴見及び佃の5か所の市立斎場で火葬を行うとともに、また、各斎場に併設の式場を市民の利用に供する。 また、鶴見斎場稼働後の火葬需要を把握し、今後の火葬施設の建替整備を検討する。		1	ソ	b生活水準確保	10その他	C-1	A-1	4101	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	748,388	20.7	45.0				65.7		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25109	霊園の管理運営	市設霊園について、使用者からの各種届出に関する事務を行い、また、要望等を参考に設備・施設の修繕等の整備・維持管理を行う。		1	ソ	b生活水準確保	10その他	C-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	581,487	2.0					2.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)			見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し										直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ 他		1号	2号	3号	そ 他	計	再任用 非常勤	
25110	新形式墓地整備事業(新)	市民の新たなニーズに応えるため、新形式墓地(納骨堂機能を備えた合葬式墓地)を整備する。	21	0	ソ	b生活水準確保	10その他	C-1	A-1	4201	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	○	128,401	1.0					1.0		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
25111	既設霊園の霊地供用	瓜破霊園など市設霊園の返還霊地等を活用した霊地供用を行う。		1	ソ	b生活水準確保	10その他	C-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	15,169	0.8					0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25112	市立葬祭場(やすらぎ天空館)の運営	会葬者1000人規模の大式場(間仕切りして会葬者400人規模の小式場2ヵ所使用可)を提供する。		1	ソ	eサービスの確保	9指導・監督	C-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	1,801	0.3					0.3		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25113	市設霊園墳墓整備事業	市設霊園の無縁墳墓等を調査・確定し、整理・移転する。		1	ス	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	—	26,393	0.2					0.2		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25114	許可業者が収集する家庭系資源ごみの分別収集	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する家庭系資源ごみ(缶、びん及びペットボトル等)について、市内9か所の焼却工場内に設置したコンテナ及び中継地1か所において受入を行い、その再資源化を図る。		1	エ ス	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-3 C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	31,016	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25115	許可業者が収集する家庭系ごみの容器包装プラスチックの分別収集	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する家庭系容器包装プラスチックごみを市内9か所の焼却工場内に設置したコンテナ及び中継施設等において受入を行い、その再資源化を図る。		1	エ ス	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-3 C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	11,205	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25116	一般廃棄物収集運搬業者に対する規制指導	一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)に対する適正処理指導のほか違法行為の摘発・処分を行うとともに、許可業者に関する市民広聴に対応する。		1	エ ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-3 C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	5,519	2.6					2.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25117	一般廃棄物規制指導等運営事務	一般廃棄物収集運搬業者に対する許可及び一般廃棄物再生利用業の指定を行い、これに関連する各種事務を処理するとともに、廃棄物の規制指導に関する総合的企画等を行う。		1	エ ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	B C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	25,505	9.1					9.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25118	魚腸骨処理対策	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」のもとで、府内から排出される魚腸骨を広域的に再資源化処理する。		1	ア エ ス	hその他	10その他	C-3	B		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	550	0.4					0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25119	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物排出事業者に対して、産業廃棄物処理基準の遵守等の適正処理や減量化・リサイクルについて指導を行っている。		1	ア ウ ス	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,742	0.2	1.0	1.3			2.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用 非常勤
25120	使用済自動車関連事業者に対する規制指導	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づく解体業及び破砕業の許可等業務並びに関連事業者に対し、使用済自動車の再資源化基準の遵守等の規制指導を行っている。		1	ア ス	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	123	0.1		1.1		1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25121	産業廃棄物処理業者に対する規制指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、産業廃棄物処理業の許可等業務並びに産業廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理や減量化・リサイクルの規制指導を行っている。また、産業廃棄物の処理施設の設置に係わって、本市条例に基づく事前協議手続きに関する事務を行っている。		1	ア ス	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	4,400	0.7	1.0	5.4		7.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25122	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の推進	PCB廃棄物の処理を行う日本環境安全事業(株)等に対して、処理施設の環境保全・安全対策の指導を行っている。また、処理施設周辺の環境モニタリング調査を行い、その結果などPCB廃棄物処理事業全般について「PCB廃棄物処理事業監視委員会」を継続的に運営し、情報公開することにより、PCB廃棄物処理による環境汚染など住民不安の払拭に努めている。さらに、PCB廃棄物の保管事業者への指導や説明会を行い、PCB廃棄物の早期適正処理を進めている。		1	ア ウ ス	a法律義務	3公権力行使	C-1	A-1 A-4 C	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	2,819	0.5		2.9		3.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25123	産業廃棄物処理技術開発研究	不法投棄物など性状等不明な産業廃棄物や、またその処理によって生じる有害物質、未規制物質(化学物質)について調査し、適切な処理方法や処理技術開発の検討等を行っている。		1	内部	c生命財産を守る	3公権力行使	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	348			0.1		0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25124	産業廃棄物情報管理システム整備対策	産業廃棄物処理業者や排出事業者の基本情報管理及び処理実績調査情報の管理等、産業廃棄物の適正処理に関する事務を行っている。		1	ア ウ ス	g内部業務	6内部業務	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	9,012	0.5		1.2		1.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25125	ごみの管路輸送事業	地下に埋設されたパイプ内に空気の流れを作り、その流れに乗せてごみを各家庭から焼却工場及び中継センターまで輸送する、利便的かつ衛生的なシステムである管路輸送施設について、老朽化が著しいことから、引き続き安定した運転を継続するために、適正な維持管理・運営、効率的な整備を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	C D		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	227,866	0.5				0.5		ウ-4 サービス水準について検討が必要なもの	
25126	焼却処分事業(施設管理担当)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	38,043	13.5	1.0			14.5		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
25127	焼却処分事業(森之宮工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、森之宮工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	734,015	10.0	71.0			81.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
25128	焼却処分事業(港工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、港工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	327,254	10.0	61.0			71.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
25129	焼却処分事業(大正工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、大正工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	386,292	14.0	93.0			107.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤	
25130	焼却処分事業(住之江工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、住之江工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	329,446	11.0	61.0			72.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25131	焼却処分事業(鶴見工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、鶴見工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	329,302	10.0	58.0			68.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25132	焼却処分事業(西淀工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、西淀工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	347,807	11.0	55.0			66.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25133	焼却処分事業(八尾工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、八尾工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	343,438	10.0	56.0			66.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25134	焼却処分事業(舞洲工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、舞洲工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	560,759	14.0	76.0			90.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25135	焼却処分事業(平野工場)	市民の快適な生活環境を維持するため、市民等より排出され、平野工場に搬入されるごみについて、全量適正処理を行うことで、減量・減容化を図る。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C D	2201 5101	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	452,177	11.0	55.0			66.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25136	焼却処分事業(試運転業務)(東淀工場)	平成21年度竣工予定の東淀工場について、試運転を行い、その性能を確認する。		1	内部	hその他	10その他	C-2	A-1 A-4	2202	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	644	焼却 処分 事業 へ含 む	焼却 処分 事業 へ含 む			0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25137	ごみ焼却余熱の発電・蒸気供給への活用	ごみを焼却することにより発生する余熱エネルギーを有効利用することを目的として、その熱エネルギーをボイラにて蒸気に変換し、その蒸気を工場外に供給したり、熱交換器にて高温水として外部に熱供給したり、蒸気タービン発電機にて発電し、工場外へ送電を実施する。		1	ソ	hその他	10その他	C-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—		焼却 処分 事業 へ含 む				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25138	既設工場整備事業	ごみ焼却工場及び破碎施設(9焼却工場と2破碎施設)について、1年または経年により機能が低下するため、本来の機能が発揮できるように定期整備等を実施する。		1	ソ	a法律義務	9指導・監督	C-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	3,418,581	焼却 処分 事業 へ含 む				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25139	排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進(搬入物検査装置の導入)(新)	焼却工場への産業廃棄物等の混入を阻止するために実施している搬入物展開検査の効率化を図る目的で搬入物検査装置を導入する。	21	0	ソ	hその他	10その他	C-2	A-1 A-2 A-3	2106	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	225,000	焼却 処分 事業 へ含 む				0.0		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
25140	公舎整備	大規模災害時や焼却工場の重大事故発生時に迅速かつ的確に対応するため設置している事業用公舎について、将来的な整備計画を考慮しつつ、計画的な維持管理を行う。	23	0	ス	hその他	5危機管理	C-2	D		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	3,813	焼却 処分 事業 へ含 む				0.0		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25141	ごみ焼却工場におけるISO14001認証関係事務	環境保全行動の積極的な推進を図るため、構築済の環境マネジメントシステムを適正に運用し、総合的な運転管理の質の向上を図りながら環境に配慮した操業を行うことにより、環境負荷を低減し、全10ごみ焼却工場で取得した国際環境規格ISO14001の認証を継続する。		1	ソ	f魅力を高める	4直接執行	C-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,962	焼却 処分 事業 へ含 む				0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)		見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し									直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
25142	屋内プール管理運営業務	循環型社会の形成に関する市民の意識の啓発とともに、市民の健康の増進を目的として、廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した水泳等の場を提供し、又は当該エネルギーの活用に関する知識の普及及び啓発を行う。		1	セ	eサービスの確保	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	211,696	0.5					0.5		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
25143	リフレうりわり設備点検等	リフレうりわりの建物設備の点検及び修繕を行う。		1	セ	a法律義務	10その他	C-2	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	12,218	0.1					0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25144	埋立処分事業	本市の廃棄物最終処分場である北港処分地において埋立処分を行うとともに、処分地を適正に維持管理する。	26	0	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	A-1 B C E	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	524,813	1.6					1.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25145	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業	大阪湾は広域臨海環境整備センター法により広域処理場整備対象港湾の一つに指定されており、今後大阪湾内に本市独自で新処分場を建設することができないため、積極的にフェニックス事業に参画して、広域臨海環境整備センター法に基づく近畿2府4県の広域事業として、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業を実施する。	33	0	ソ	b生活水準確保	1法令規定	C-1	A-1 B C	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	177,629	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25146	焼却残滓処分事業	本市のごみ焼却工場より排出される焼却残滓を、陸上輸送により大阪湾圏域広域処理場又は北港処分地まで輸送する。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	543,316	0.5					0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25147	コンテナ輸送等業務	コンテナ運搬車を使用し、南港管路輸送センターのコンテナを舞洲工場及び大正工場へ搬送する事業に関する連絡調整。 また、大型ダンプトラックを使用し、大正工場の焼却残滓を残滓ピットから船積施設までの運搬する事業に関する連絡調整。		1	内部 ソ	b生活水準確保	1法令規定	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	8,075	0.3					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25148	舞洲工場への廃棄物中継等輸送業務	舞洲工場の安定的かつ円滑な操業体制を確保するため、地理的特性や環境影響評価等を踏まえ、廃棄物の搬入に際して、別の焼却工場に搬入された廃棄物の一定量を大型運搬車に積み替えた上で舞洲工場に輸送するなど、中継輸送等を活用する。また許可業者が収集した廃棄物を搬入させるに当たり、指定搬入路として高速道路を利用させている。		1	内部	g内部業務	9指導・監督	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	195,291	0.7					0.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25149	施設管理運営企画事務	本市一般廃棄物処理計画に基づき、安定的な工場操業体制の確保のために搬入計画等総合的な企画調整事務を行う。		1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.7					1.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25150	東淀工場建替	適正な中間処理体制を確保するため、老朽化により休止した東淀工場を建て替える。	22	0	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C	2202	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	8,743,118	9.0					9.0		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
25151	東淀工場用地関係事務	東淀工場建替に必要な用地について、その一部を賃借する。	39	0	ス	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	23,485	1.0					1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
25152	焼却工場整備計画調査	適正な中間処理体制を確保するため、老朽化の著しい森之宮工場の建替えに伴う構想・手法の調査研究を行う。		1	内部	b生活水準確保	2企画立案	C-2	A-1 A-4	2201	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,943	6.3					6.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)			見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解
			年度	無し										直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤	
25153	焼却工場関連技術研究	廃棄物処理を行う上で課題となる様々な事象に対し、その原因究明を図るとともに対策を見出すための研究を行い、既設工場における改善並びに新工場における技術的検討に資することによって、廃棄物焼却の一層の適正化を図る。		1	内部	b生活水準確保	4直接執行	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	6,859	1.0				1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25154	廃棄物処理技術調査	焼却灰の有効利用に関する調査研究や新工場における処理システムに関する調査研究等を行う。		1	内部	b生活水準確保	4直接執行	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	2,400	1.0				1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25155	八尾工場関連施設建設費交付事務	八尾市との行政協定に基づき、本市八尾工場では本市と八尾市のごみを焼却処理している。八尾工場の建替えに際し、工場関連施設として八尾市が温水プールを建設したが、その建設費については、八尾工場の焼却量按分で本市と八尾市が負担することとし、本市の負担分については、八尾市が本市分も含めて起債を充当していることから、その元利償還を行う。	32	0	エ	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	73,659	0.2				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
25156	南港工場跡地整備	H20年度休止した南港工場の跡地の保全及び、跡地利用について廃棄物処理施設等の整備計画を行う。		1	内部	b生活水準確保	2企画立案	C-2	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	2,317	0.5				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
	計	156件																26,768,048	398.8	2,903.2	58.2	0.0	3,360.2	25.0		